

北海道大学大学院文学研究院・大学院文学院・文学部研究 倫理内規

(平成 27 年 2 月 23 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、北海道大学大学院文学研究院・大学院文学院・文学部（以下「研究院等」という。）に所属する教職員及び学生、並びに研究院等で受け入れている研究員が行う調査及び実験に関して、倫理的及び社会的諸問題に対処するために、研究院等としての基本原則を定めるものである。

(基本原則)

第 2 条 調査及び実験は、以下の各号の原則に従い実施するものとする。

(1) 調査協力者・実験参加者への情報提供と同意

調査及び実験への協力を依頼する際には、調査協力者・実験参加者（以下「協力者」という。）に必要な情報（実施主体、目的、方法、結果報告の仕方等）を提供し、対象者の理解と同意を得て行うものとする。

ただし、調査及び実験の性格上、やむを得ず事後にしか調査及び実験の目的を明らかにすることができない場合には、事後に、目的を明らかにすることができなかった理由を説明し、対象者の理解と了承を得るものとする。

(2) 協力者の負担・苦痛の回避

調査及び実験の実施にあたり、協力者に苦痛を与えたり、不快な思いをさせたりしてはならない。特に、ハラスメントや差別的な行為などが起こらないように十分に注意を払うものとする。

ただし、調査及び実験などの目的・性格によって、やむを得ず多少の負担を協力者に感じさせる場合には、その負担のレベルを日常生活で感じる苦痛のレベルより低くするとともに、負担が生じうることについて、事前に協力者の同意を得るものとする。

(3) 個人情報の保護

調査及び実験により得られた個人情報は、目的以外には使用せず、厳重に保管し、不要になった場合には復元ができない形で破棄しなければならない。また調査及び実験の結果の報告においては、協力者の個人情報が特定できないように慎重に行わなければならない。

ただし、協力者が論文・報告書などの中で積極的に自身のアイデンティティが示されることを望む場合には、協力者や関係者と相談の上、適切に対応するものとする。

(4) 研究結果の公表

調査及び実験によって得られた知見は、研究者や資金提供者の独占物ではなく、協力者に還元され、広く社会に共有される知識となるべきものである。協力者の個人情報の保護のために必要な措置を講じた上で、ウェブサイト等を通じて、協力者にその知見の概要を報告するとともに、出版物等による成果公表に努めるものとする。

(5) 所属する学会等の倫理規定等の遵守

調査及び実験を行う者は、この内規に定めるもののほか、所属する学会等の倫理綱領・倫理規定等を遵守して調査及び実験を行うものとする。

(申請書の提出)

第3条 前条の基本原則に従い、研究院等に所属する教職員及び学生、並びに研究院等で受け入れている研究員が、調査及び実験を実施する場合には、北海道大学大学院文学研究院・大学院文学院・文学部研究倫理審査実施要領第4条に定める申請書を提出し、研究倫理委員会の審査を受けることができる。ただし、研究のためにMRI・MEG等を用いて人間の生理・脳活動の測定を行う場合には、審査を受けなければならない。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年6月14日から施行する。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。